

ID: 92

担当部署: 保健課

| | | | |
|---|-----------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 使用の許可及び変更許可 | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 八頭町福祉施設設置条例 第4条 | | |
| 例 規 番 号 | 平成25年条例第31号 | | |
| <p>【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、許可にかかる事項を変更するときも同様とする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第5条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者と認めるときは、施設の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (2) その他町長が適当でないと思えられる者</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成26年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |